

## 令和7年度から入札制度の見直しを行います

川崎市では入札制度の見直しを行い、一般競争入札において入札参加資格として採用している南北入札（市域を川崎区、幸区及び中原区の南部と、高津区、宮前区、多摩区及び麻生区の北部に分けて、本社所在地を入札参加資格とする入札）や主観評価項目制度を活用した入札（評価項目の登録数に応じた点数を参加資格とする入札）について、令和7年度から取組を拡大します。また、川崎市請負工事変動型最低制限価格方式の試行も拡大します。

いずれも令和7年4月1日以降に公告を行う案件から適用とします。適用対象とする入札は、入札の競争性、公平性に配慮しつつ案件ごとに判断し、入札公告において対象案件である旨を明記します。

### 入札制度の変更点

#### 1 南北入札の拡大

工事請負契約については、一般競争入札における地域性重視の取組として、南北入札を平成30年4月から実施しておりますが、この取組をさらに進めるため、令和7年度から業種「とび・土工」を対象工事に追加します。

##### 【参考】現在の対象工事

業種「土木」ランク「B」、「舗装」ランク「B」及び「C」、「水道施設」ランク「A」

※ ランク（等級区分）とは、業者数や発注件数が多い業種で、事業者の経営規模、技術力等に見合った契約をするための区分のことです。

#### 2 主観評価点を参加資格とした入札の利用拡大

事業者の更なる技術力等の向上や社会的貢献への意欲向上を促すための取組として、主観評価項目の登録数に応じた点数や、評価項目の一つである災害時における本市との協力体制を参加資格とするなどの入札を実施しておりますが、インセンティブとしての効果をより一層高めるため、工事請負契約及び業務委託契約それぞれにおいて取組を拡大します。

##### （1）工事請負契約

これまで主観評価項目の評価点の合計点が60点以上であることを最高点としておりましたが、70点以上であることを入札参加資格とする入札を実施します。

(2) 業務委託契約

新たに業種「測量」において、主観評価項目の評価点の合計点が10点以上であることを入札参加資格とする入札を実施します。

**【参考】現在の実施業種**

業種「屋外清掃」及び「建物清掃等」

(案件により10点以上または20点以上を設定)

### 3 川崎市請負工事変動型最低制限価格方式の試行拡大

工事請負契約において、くじ引きによる落札抑制及び入札参加者の適切な利益の確保を目的として令和5年10月1日から試行実施しておりました「川崎市請負工事変動型最低制限価格方式」につきまして、令和7年度から南北入札や主観評価項目制度を活用した入札についても適用することで、試行範囲を拡大します。

具体的な対象は、これまでと同様に市長部局発注の業種「舗装」のうち、入札参加者が多数見込まれ、くじ引きの執行が想定される工事のうち、指定する案件（総合評価一般競争入札を除く）で、全舗装工事案件の半数程度を指定するものとします。

その他、適用条件等についてはこれまでと変更はございません。

問合せ先

川崎市財政局資産管理部契約課 吉留

電話 044-200-2096